

感薬第582号  
令和6年8月1日

県医師会長様  
郡市医師会長様

新潟県福祉保健部長

今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた  
保健・医療提供体制の確認等について（通知）

日頃、本県の感染症対策行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の5類移行に係る本県の目指す医療提供体制の実現に向け、多くの医療関係者の方々等から御尽力頂き、改めて感謝申し上げます。

一方、今般、全国の定点医療機関から報告される新規患者数は増加傾向が続いているおり、本県においても、令和6年7月以降、増加しているところです。

今後、この状況が継続し、夏の間に一定の感染拡大が生じた場合、医療提供体制のひつ迫を招くおそれがあることから、感染拡大局面にも対応できる実効性のある体制が必要であり、国からもその確認を求められています。

つきましては、今後想定される更なる感染拡大に備え、下記参考資料も参照し、本県の目指す医療提供体制を再確認くださるよう、貴会管轄の医療機関への周知をお願いいたします。

記

1 本県の位置づけ変更後の目指す医療提供体制

- A : 「全ての医療機関において、コロナ感染（疑い含む）を理由に入院や外来受診を断ることなく対応」
- B : 「外来等において、適切に患者を治療かつトリアージでき、原則、医療機関間で入院調整」
- C : 「高齢者施設等において、適切に患者を療養かつトリアージでき、原則、協力医療機関との入院調整」

2 参考資料

＜参考1＞

令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症対応の変更点等について（通知）  
(令和6年3月21日付 新潟県医療調整本部長通知)

＜参考2＞

新潟県感染症情報（週報速報版）令和6年第30週分  
(令和6年8月1日公表)

＜参考3＞

今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について  
(令和6年7月24日付 厚生労働省事務連絡)

【担当】  
感染症対策・薬務課  
感染症対策班 電話 025-256-8748